

亀山市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第 4 号

## 亀山市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を補助執行させることに關し必要な事項を定めるものとする。

(補助執行)

第 2 条 市長は、次に掲げる事務を、教育委員会の事務局の職員をして補助執行させる。

(1) 子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項第 1 号に該当する小学校就学前子ども（同法第 6 条第 1 項に規定する小学校就学前子どもをいう。）について同法第 20 条第 1 項に規定する認定を行うこと。

(2) 法第 27 条第 1 項に規定する施設型給付費（市立幼稚園において受ける教育に限る。）を支給すること。

(補助執行に係る専決)

第 3 条 前条の規定により補助執行させる事務の専決については、亀山市事務決裁規程（平成 17 年亀山市訓令第 2 号）を準用する。この場合において、亀山市事務決裁規程の規定中「部長」とあるのは「教育次長」と、「室長等」とあるのは「教育総務室長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。